

# 日米中三国同盟の可能性について

## 1、日米中三国同盟

私の論文に「台湾について」という論文がある。

<http://www.kuniomi.gr.jp/geki/iwai/taiwan.pdf>

その第3章において、日米中三国同盟の必要性を書き、そのことに関連して次のように述べた。すなわち、

『 中国人民共和国は、憲法前文において『台湾は、中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一の大業を成し遂げることは、台湾の同胞を含む全中国人民の神聖な責務である。』と書かれている通り、台湾の併合を神聖な責務としている。したがって、台湾の併合が実現できれば、それは画期的なことであり、日本の説得に応じる可能性がある。ただし、中国人民共和国は、台湾だけは現在の民主主義選挙制度を維持することの代わりに、台湾が中国人民共和国に対して忠誠を誓うことを要求してくるだろう。それに日本は、どう応えるのか？ そこがいちばんのポイントである。その点については、私の新たな考察がある。

<http://www.kuniomi.gr.jp/geki/iwai/seijitekikeni.pdf> 』

『 現在の民主主義選挙制度によって選ばれた閣僚の任命を、それなりの宗教儀式のもと、道教の最高権威者が行えば、台湾の閣僚は、天を意識、天命を意識し、現在の中国人民共和国の天命政治を理解し、それに従うはずである。そうすれば、台湾省の閣僚は、総統も含めて、自分の省はもとより国全体の発展に尽くそうという気分になるだろう。今皇帝に忠誠を尽くす人が出てくるかもしれない。それが天命政治のいいところだ。』

『 日本がそうであるように、政治を政治的権力（国会）と政治的権威（天皇）とに分離して、政治的権威が国会を招集し、かつ、閣僚を任命するなどということは、まず中国において根本的な宗教改革が必要である。そんなことを中国に強く求めれば、強い内政干渉になるのではないか。そんな心配があるので、まずその点に触れておきたい。

内政干渉とは、その他の国の国内管轄事項に関して武力又はその他の強制的手段を使って命令的介入を行うことである。

三国同盟のあと、日本が台湾に関わる中国の一国二制度のあり方を中国に提案したとしても、それは内政干渉に当たらない。

日本の提案を中国と台湾が受け入れるかどうかは、日本の力量次第だ。』・・・と。

## 2、今後のアメリカ

1に紹介した「台湾について」という論文の「おわりに」に次のように述べた。すなわち、

『 佐伯啓思のアメリカに対する認識は、アメリカは世界をリードする文明的な力を失っているというものである。そういう基本的な認識のもとで、彼は、今後、世界はますます不安定になっていくであろうと述べている。そのことについて、佐伯啓思はその著『増補版 「アメリカニズム」の終焉 シヴィック・リベラリズム精神の再発見へ』（1998年9月、TBSブリタニカ）又は「アメリカニズム」の終焉（2014年10月、中央公論新社）をご覧いただきたい。2014年版には「シヴィック・リベラリズム精神の再発見へ」というサブタイトルは外されているが、本の基本的な内容が変わっている訳ではなく、2014年版も「シヴィック・リベラリズム精神の再発見」を目指したものであることに変わりはない。』

『 「共和国の精神」にしる「シヴィック・リベラリズム」にしる、もともとは古代ギリシャのポリスから始まり、ルネッサンスをへて近代ヨーロッパの（とりわけ二つの革命をへたイギリスの）精神の底流をなしてきたもの。それは、すぐれて「ヨーロッパ的なるもの」であった。アメリカにそれが移植されたのは、すでに述べたように、憲法の起草者たちにとっては「合衆国」の建設はヨーロッパからの断絶を意味していた訳ではなかったからだ。』

『 ところがそのアメリカにおいて、少なくとも20世紀には、リベラリズムはもっぱら消費者の「生活水準」の問題となり、デモクラシーが「世論による政治」の様相を呈してくるのである。「消費者」と「世論」が社会の主役に持ち上げられる。こうしてアメリカは、「ヨーロッパ的なるもの」から断絶をしてゆく。そしてここに、固有の意味で「現代」が始まる。』

『 産業化を達成しようとする国家はむしろ戦後すすんでアメリカニズム、すなわちビジネスと一体になったリベラル・デモクラシーの観念を受け入れようとしてきたのである。之が20世紀のアメリカ文明の「普遍」ということの意味であった。しかし、いまそのアメリカが限界に達している。リベラル・デモクラシーはもはや強い説得力をもてなくなっている。おおくの人はこれをアメリカの経済力の衰退の結果だという。直接的な因果でいえばこのことにまちがいはなかろう。しかし、それが果たした文明史的な意味を問題にすれば、見方は少し違ってくる。』

『 現代のリベラル・デモクラシーは、その基礎にあるヴァーチャー（公共的価値）を見失って、もはや共和国を支えることができなくなっているのではないだろうか。』

『 ローマが無限に拡張するかに見えたように、現代ではリベラル・デモクラシーも無限に拡張するかに見える。しかし、まさにそのときローマの共和国は崩壊しつつあったのである。シヴィック・リベラリズムの考えからすると、共和国の崩壊は、自由と平等のあまりに無制限な拡張と、過度に商業主義から生ずる。そしてそれはまた現代社会を特徴づけるものなのだ。』

『 **アメリカ連邦共和国を、たえず崩壊の危機をはらんだ「実験」だと考えていたアメリカの建国の父たちの危惧は、決して過去のものではない。**自由と平等、それに国家（共和国）という柱の上に文明を築こうとする限り、決してローマの予言的教訓は過ぎ去ったものにはならないのである。』・・・と。

今年2017年1月20日にドナルド・トランプが第45代アメリカ合衆国大統領に就任した。現在いろいろと物議を醸し出しているが、ドナルド・トランプ新大統領の政策は、基本的に言えば、アメリカの伝統的な「**モンロー主義**」に戻っただけのことで、驚くことはない。

第二次世界大戦から今日までアメリカは世界の警察官であり続けてきたが、アメリカの長い歴史の中で見ると、それはアメリカ本来の姿ではない。

アメリカ合衆国は、1939年9月の第二次世界大戦勃発時には、戦争に参加しなかった。第一次世界大戦でヨーロッパ列強の対立に巻き込まれてしまったという反省の感情が国内に強く、伝統的な「モンロー主義」の外交政策を採らせることとなって1935年に**中立法**が制定されていたからである。しかし、ファシズム国家の台頭はアメリカが掲げる民主主義や人権といった理念の世界的な危機である考えられるようになり、その台頭をもたらした宥和政策は誤りであったという風潮が強くなった。特にアジア・太平洋における日本の勢力伸長は、アメリカの国益を大きく損なうと考えられるようになった。1940年11月に第32代大統領・**フランクリン・ルーズヴェルト**は三選を果たすと、従来の

「モンロー主義」を大きく転換して1941年3月には[武器貸与法](#)を成立させてイギリスへの武器輸出を可能とし、また同年8月の[大西洋憲章](#)でイギリスとともにファシズム国家との戦争目的を明らかにし、戦後世界の国際協調を提起し、事実上の参戦状態となった。全面的に参戦するにはさらに口実が必要であった。同年12月8日の日本軍の[真珠湾攻撃](#)はフランクリン・ルーズヴェルトに格好の口実を与えたこととなった。

アメリカが世界の警察官であり続けた時期というのは、第32代大統領フランクリン・ルーズベルトから第44代大統領のバラク・オバマまでの13代の大統領までの間、期間にして約80年の間にしか過ぎない。それまでの約150年間は「モンロー主義」が貫かれてきたのである。

したがって、ドナルド・トランプ新大統領の政策がアメリカの伝統的な「モンロー主義」に戻っただけのことで驚くことはないとしても、ドナルド・トランプ新大統領のやり口があまりにもダイナミックなので、国内は言うに及ばず、世界は大混乱に陥っている。しかし、佐伯啓思が言うように、ローマの予言的教訓は過ぎ去ったものにはならないのであり、ここは冷静に考えなければならない。事実、ローマ法王フランシスコは2017年1月22日、スペインの新聞「[エル・パイス](#)」のインタビューで、アメリカのドナルド・トランプ大統領について「注視しないといけない」と述べ、「早まった判断を下さないよう、辛抱しなければならない」と先入観を持たないことを強調し、「彼がどのように行動し、何をするのかわかってくるでしょう。それからなら意見を言えます。しかし、何か起こりそうだからと先に恐れたり喜んだりするのは、実に愚かなことです。まるで災難を告げる予言者のようなものです」と、法王フランシスコは言っただろう。

佐伯啓思が言うように、今後、[アメリカは世界をリードする文明的な力を失っており、今後、世界はますます不安定になっていくであろう。その時に大事なことは、ローマ法王フランシスコの言うように、災難を告げる予言者のようなものであってはならないのであって、「早まった判断を下さないよう、辛抱しなければならない」のである。](#)

そういう状況の中であって、日本は、トランプ政権の動きを注視しながら、冷静に、辛抱しながら、同盟国アメリカの発展に寄与することを考えねばならない。私は、アメリカという国は、日本をいちばん必要としていると思う。[アメリカという国は、地政学的に言うと、日本やイギリスと同じように海洋国家である。したがって、思考方法政治も共通点が多いし、国民の生存に必要な条件が酷似している、したがって組む相手としては相互に利益がある。](#)

### 3、台湾関係法

アメリカには、現在、[台湾関係法](#)というのがある。

[台湾関係法については、東京大学東洋文化研究所・田中明彦研究室のデータベースにその全文が紹介されている。](#)

その第2条(2)には、『 同地域の平和と安定は、合衆国の政治、安全保障および経済的利益に合致し、国際的な関心事でもあることを宣言する。』と書かれている。

すなわち、台湾関係法は、台湾地域の平和と安定を図るものであるが、それはとりもなおさず合衆国の政治、安全保障および経済的利益に合致すると表明されていて、台湾関係法がアメリカにメリットがあることは明らかである。

アメリカのメリットは政治ならびに経済に及ぶが、特に安全保障について言えば、私は、台湾関係法があるからこそ超大国である米国と中国との軍事衝突を回避されているのだと思う。つまり、台湾国内法は、中国の台湾に対する軍事攻撃を抑止するためのものであって、それは[核抑止](#)と同じ論理に基づいている。

台湾関係法については、阿部純一の「崩れつつある前提と台湾の行方」という論考がある。

[http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h22\\_nichibei\\_kankei/10\\_Chapter1-8.pdf](http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h22_nichibei_kankei/10_Chapter1-8.pdf)

そこには次のとおり述べられている。すなわち、

『 1971年7月、ヘンリー・キッシンジャー大統領特別補佐官が極秘裏に訪中し、劇的な米中接近を実現した。さらに同年10月、中国（中華人民共和国）が国際連合における代表権を認められ、台湾（中華民国）が脱退して以後、台湾は国際的孤立を余儀なくされることとなった。』

『 米国とは、断交まで相互防衛条約に基づく「同盟関係」にあった。断交後は、米国議会が「台湾関係法」を国内法として立法し、行政府に対して台湾が必要とする防衛用の兵器供与を義務付けている。同時に、同法では、台湾の安全を脅かすことに対しても米



国が関与することを約束しており、同法によって台湾と米国が依然として非公式とはいえ「同盟関係」にあると解釈することもできる。』

『 「一つの中国」政策を取る米国の台湾政策はあくまでも「現状維持」であり、台湾が米国の支援を当てにして中国との将来的な「統一」を拒否するという意味での「独立」を企てることを支持していない。』

『 今後、台湾と中国との経済的結びつきが強化され、あわせて台湾海峡兩岸の緊張が緩和されれば、中台の軍事的対立を前提とした「台湾関係法」は、このまま中台の緊張が緩和し続けられればその意義を失い、その帰結として米台の「非公式同盟」が解消されてしまうかもしれない。』

『 「現状維持」は台湾にとって、あくまでも「モラトリアム」の状態にすぎない。では、台湾が実現を目指すべき国益とは何か。それは中国との戦争の危険を顧みず「独立」を目標とするのか、あるいは中国の提示する台湾の高度な自治を認めたとえでの「一国家二制度」の枠組みを受け入れ、中国との平和的「統一」を受け入れるのか、の選択にならざるを得ない。ただし、いずれの選択も台湾の世論調査が示すように現実性のあるものではない。虚構の上に立つ台湾の「現状維持」はジレンマそのものなのである。』

『 「台湾関係法」は1979年1月の米中国交樹立（すなわち米台断交、米華相互防衛条約の破棄）を受けて、米国議会が立法した国内法であり、米国と長年にわたって同盟関係にあった台湾の防衛を支援するための法律である。』

『 台湾の安全保障を直接担うのは国軍であり、有事の際に米国が台湾を軍事的に支援することは「台湾関係法」で確約されているわけではない。その場合、重要なのは台湾の軍隊の自衛力ということになるが、防衛用の兵器装備に関して、中国の圧力のために台湾への兵器供与については欧州諸国は尻込みしており、台湾は国産兵器と米国から供与される兵器に頼らざるを得ないのが実情である。』

『 米国に台湾を擁護する力量があるかぎりにおいて、見捨てることはないと言うことができる。昨年12月、訪台したハーバード大学のジョセフ・ナイ教授は総統府に馬英九総統を訪ねて懇談し、そのときに「米国は中国から何か得たい物を取るために中国と取引し、台湾を売り渡すのではないかと問う人もいるが、台湾が民主主義と人権を擁護する側に立つ限り、米国の政治文化はそうしたことを許さない」と述べていた。米民主党政権のみならず米政官界に大きな影響力を持つ人物の発言だけに重みがある。』

『台湾は、米国の F-16C/D 型 66 機で埋めるべく米国に供与を求めているが、米中の軍事交流を軌道に乗せるために中国を刺激することを恐れる米国は、この要請を棚上げにしたままである。』

『1991 年に当時の G・W・ブッシュ政権が発表した台湾向け兵器供与計画のなかに、ディーゼル潜水艦 8 隻の供与も含まれていたが、今日に至るも潜水艦についてはまったく具体的な供与計画はめどが立っていない。』

『中国が台湾に向けて大量に配備している短距離弾道ミサイルに対抗するため、昨年 1 月にオバマ政権はパトリオット PAC-3 を 114 基供与する決定を議会に通告したが、台湾に納入されるまでにはまだしばらく時間がかかりそうである。』

『台湾は北東アジアと東南アジアの結節点に位置し、台湾海峡とバシー海峡の二つの choke point に接する戦略的要衝であることは間違いない。』

『インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ海峡に面した華人国家・シンガポールが中国海軍のアクセスを受け入れることになれば、南シナ海は出入り口（台湾・シンガポール）を中国が押さえることで完全に中国の「内海」とすることができるだろう。』

『長期的にみればそれによって中国の軍事力配置の自由度が高まることは、東アジアの安全保障環境における懸念材料となる。』

『「台湾関係法」に基づく米国の台湾への武器供与に関し、中国は「内政干渉」として常に反発してきた。「一つの中国」政策を採り、中華人民共和国を「正統政府」として認知している米国がなぜ「台湾関係法」に則り、台湾に防衛用の兵器を供与し続けているのかといえば、米国は台湾に対する中国の主権については「留保」の姿勢を撮り続けているという現実がある。米国は中国が「台湾は中国の不可分の領土である」と主張していることを「認知」(acknowledge)しているにすぎない。すなわち、中国の主権が台湾に及ぶかはまだ確定していないというのが米国の認識なのだ。よって、米台の防衛当局者間で協議し、米国が台湾の防衛上必要な兵器であると認めた場合、その必要に応じた武器を米国は台湾に供与することになる。』

『米国は中台の「敵対」関係を終わらせたくないだろう。米国は外交の場では、「話し合いで平和的な解決を」とは言っても、米国は「平和的解決」など本当は望んではいない。「平和的解決」が台湾を中国の影響圏に追いやることになり、それによって生ずる地政学的な危険を認識しているならば当然の判断だと言える。』・・・と。

以上、阿部純一が言うように、私も、台湾関係法はモラトリアムであり、基本的な矛盾を抱えながらも、当面、アメリカは現状維持で行かざると得ないだろう。そのような状況の中で、日米中三国同盟の可能性はあるのだろうか？

## 4、日米中三国同盟の可能性

### (1) 米中貿易交渉

2で述べたように、アメリカが世界の警察官であるという姿は、アメリカ本来の姿ではない。アメリカ本来の姿は、「モンロー主義」である。トランプの「アメリカ・ファースト」というのは、外交関係においても国内の雇用を第一にすることでもあるが、アメリカが再び世界の警察官に回帰するようなことは考えにくいので、今後、トランプの「雇用第一」という政策はずっと継承されていくのではないか。だとすれば、外交関係において、貿易政策がもっとも大事な政策になってくる。輸出を増やし、国内の雇用を増やしていかなければならない。少なくとも、二国間貿易の貿易赤字は解消しなければならない。特に、中国との貿易問題は、トランプ政権の大きな課題になる。これを中国との二国間交渉で解消しなければならない。その際、中国に対してよほどのメリットを与えないと、中国との二国間交渉は成功しない。

私は、アメリカは[アジアインフラ投資銀行](#)への参加をちらすかせながらまず中国との交渉に入ることが大事である。

現在、中国は、輸出企業保護の立場から、対ドルで固定相場制とし、1ドル＝6.8人民元台に据え置かれている。それゆえに、アメリカとの貿易不均衡があり、アメリカはこの固定（管理）されている為替レートが中国の実力＝輸出能力とくらべて低すぎるとしている。その値をどのようにするかは交渉次第だが、お互い譲歩しながらなんとか妥協点を見出さなければならない。アメリカは、日本の同意を取り付けた上で、日本と同時に、アジアインフラ投資銀行への参加をすることができれば、中国はそれなりの妥協をしてくるのではないか。

交渉というのは、お互いがウィンウィンの関係になるということだが、その可能性は十分あるのではないか。



## (2) 「一国二制度」の承認

日本政府は日中共同声明において、「中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」とは表明したものの、これは中華人民共和国と台湾の中華民国という二つの「中国政府」がそれぞれ「正統政権」を自称する中、「私たちはこれから中華民国ではなく、中華人民共和国政府を本物の中国政府と承認する」と言っただけにすぎない。つまりこれは政府承認に関する表明であって、台湾がどこに帰属するかという領土問題とはまったく関係がないのである。

そのため同声明ではそれとは別に、台湾の帰属先の問題にも触れている。そこで謳われるのが、台湾は自分のものだとする中国政府の立場を、日本政府が「理解・尊重」ということである。日本政府は同声明の起草段階で、台湾は中国の一部であることを承認せよとの中国側の求めを拒否し、「承認」の代わりにこの文言を入れたのだ。その理由は、中国が台湾を実効支配していないこと。つまり「事実と反することはさすがに承認できない」というわけだ。そしてもう一つの理由は、日本政府はかつて持っていた台湾に関する主権を、サンフランシスコ媾和条約で放棄していることだ。つまり自分のものではない島を、勝手に誰のものだと承認する立場にはないということである。それは、四国や九州ならともかく、韓国やベトナムを、日本は勝手に中国領と承認することはできないというのと同じ理屈である。だから台湾が中華民国の領土だと承認したこともない。

このように「理解・尊重」とは、「承認はできないが、もうこの際だからあなた方の気持ちだけは理解する」としよう。けちはつけないから好きに主張してくれ」といったものであり、それ以上ではあり得ないのである。

事実、同声明に調印した大平正芳外相は北京からの帰国直後、「理解し、尊重するとし、承認する立場はとらなかった。両国が永久に一致できない立場を表明した」と説明している。また同外相は同じ頃、「台湾がどのものであるかなど、舌が切れてもいえない」と語ったが、これは政府の公式見解ともなって今日に至っている。

そして、3で述べたように、アメリカは中国が「台湾は中国の不可分の領土である」と主張していることを「認知」(acknowledge)しているにすぎない。日本の場合は「尊重」という表現だが、アメリカの場合は「認知」という表現にとどまっているのだ。

アメリカの場合は、日本の場合と違って、台湾は自国の領土ではなかったのであり、承認する権利は何もないが、日本の場合は、もともと日本の領土であったのであるから、その帰属先が中華民国なのか中華人民共和国であるのかを言う権利がある。日中共同声明のさ

い、大平正芳外相は「台湾がどこのものであるかなど、舌が切れてもいえない」と語り、それが今日までの政府の公式見解になっているのだが、日米中三国同盟を結ぶ際には、当然、日本は、それまでの方針を変えて、台湾が中華人民共和国であることを明確に承認しなければならない。

このようなことは、日米中三国同盟を前提にすれば、いとも簡単なことである。

以上述べてきたように、4の結論として、**日米中三国同盟の可能性は十分ある**のではないかと思う次第である。